

隠岐の島町 小売店ガイドライン

1. 目的

新型コロナウイルス感染症により経済的に影響を受ける町内の事業所について、国が業種別に示したガイドライン（望ましい「指針」）を基本に、隠岐の島町に合わせた内容のガイドラインを作成しました。

そのガイドラインの各項目の対応について、事業主の皆様にチェックリストによるチェック（評価）をしていただき、それを協議会へ提出してもらいその内容により「新型コロナウイルス対策に努力して取り組んでいる事業所」として公表し、消費者の皆さんが少しでも安心して買い物、食事などに出かけられる事業所としてPRしようとするものです。

もちろんチェックリストの提出は任意ですが、隠岐の島町の事業所が一丸となって取り組んでいることを、島内はもとより島外へアピールすることで安心安全な経済活動が取り戻せると考えますので何卒よろしくをお願いします。

2. 具体的な取組

(1) 店舗における感染予防対策

店舗には不特定多数の顧客が訪れることから、店舗の規模・立地条件や地域における感染拡大の状況などの実情に応じた効果的な対策を実施することにより、「三つの密」を避け、店舗における顧客及び従業員への感染拡大のリスクを下げることが重要です。

具体的には、基本的な感染防止対策である、i) 身体的距離の確保、ii) マスクの着用、iii) 手洗い・手指消毒に取り組むとともに、店舗においては、清掃・消毒の実施、接触感染・飛沫感染の防止、換気の徹底、商品陳列等の工夫、店舗内の混雑緩和、店舗内施設の利用等に関する取組を行う必要があります。

このため、各事業者においては、地域の感染拡大の傾向にも留意しつつ、店舗の実情に応じ、以下に挙げる取組例を参考に対策を講じることにより、店舗における感染予防策の充実を図り、顧客や従業員の安全・安心を確保した上で事業を継続していくことが求められます。

① 身体的距離の確保

- ・ 対人距離の確保については「できるだけ2m（最低1m）空ける」とされたことも踏まえつつ、店舗の業態、規模・立地条件などの実情に応じ、実効的な対応を推進するよう努める。

- ・ 店内での滞在に際し、顧客に対し掲示・アナウンスの実施などにより可能な範囲での対人距離の確保を促す。
- ・ レジ前や入店前など店舗内外で顧客が列に並ぶ際には、床に目印を付すことや掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。

【スーパー等】

- ・ サッカー台（会計後に袋詰めをする台）での顧客による袋詰め作業において、掲示・アナウンスの実施などにより対人距離の確保を促す。必要に応じ、サッカー台を追加してスペースを確保することも考えられる。

② 清掃・消毒

- ・ 買物カゴ、買物カートのハンドル部分、扉の取っ手など、顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を行う。
- ・ トイレについて、トイレの蓋がある場合には蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、不特定多数が接触する場所は消毒を行うとともに、ハンドドライヤーのほか共通のタオルの使用は行わないよう努める。
- ・ ゴミの廃棄については、鼻水・唾液などが付いたゴミが入っていることを想定しビニール袋等に入れて密閉して縛るほか、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう努める。

【スーパー等】

- ・ 休憩スペースやフードコートテーブル・イス・タッチ式の案内パネルなど不特定多数が共用する物品や顧客や従業員が手を触れることが多い箇所・機材等は定期的に消毒を行う。

③ 接触感染・飛沫感染の防止

- ・ 透明間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取り組みに努める。（透明間仕切り等を設置する場合は、透明間仕切り等が従業員や顧客に触れないように注意する。）
- ・ レジにおいてコイントレーでの現金受け渡しをするように努める。
- ・ 自動精算機・キャッシュレス決済の利用を促進するよう努める。
- ・ 従業員はマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を行う。
- ・ 従業員が対面による販売・説明・サービスを行う際などには、感染予防の観点から、マスクやフェイスシールド等の着用を行なっている。

④ 換気の徹底

- ・ 換気設備を適切に運転・管理することや窓やドアを定期的開放すること等により、室内の換気に努める。

⑤ 商品陳列等

【スーパー等】

- ・ 惣菜・ベーカリー等、顧客が自ら取り分ける販売方法についてはパック・袋詰め販売へと変更するよう努める。
- ・ 食料品の試食販売を中止するよう努める。

⑥ 店舗内混雑の緩和

- ・ 混雑につながるような販売促進策を自粛するよう努める。
- ・ 事前の買物リスト作成等による滞留時間短縮を呼び掛けるよう努める。
- ・ 混雑時間帯に関する情報提供によりオフピークタイムでの来店を呼び掛けるよう努める。
- ・ 混雑時の入店の制限のほか、店舗・施設などで混雑や待ち列が生じる可能性がある場合は入店者の分散化が図られる方法等を検討する。

【スーパー等】

- ・ 1グループ1人又は少人数での入店を呼び掛けるよう努める。

⑦ 店舗内施設の利用等

【スーパー等】

- ・ イートインスペースを使用する場合には、テーブルの配置や間隔の確保に留意するとともに、近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限するよう努める。
- ・ 休憩スペースやフードコート等については、テーブルの配置や間隔の確保に留意するとともに、近距離で対面しての食事や長時間の会話をしないようにするなど、必要に応じ利用を制限するよう努める。
- ・ 催事の実施又はサービス施設等の集客施設の使用については、各都道府県において示される対応に基づいて実施又は使用の可否を判断し、実施又は使用する場合においても、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等の適切な感染防止対策に努める。
- ・ 特定の店舗・テナント等に利用が集中するような場合には、必要に応じ混雑緩和のための措置に努める。

⑧ 店舗入店時の顧客に対する依頼

- ・ 顧客が発熱その他の感冒様症状を呈している場合には、入店の自粛を依頼するよう努める。
- ・ 顧客の入店時のマスクの着用や必要に応じ手指の消毒などの実施を依頼する。

(2) 従業員の感染予防・健康管理

① 新型コロナウイルス感染症予防に関する基本的知識等の周知徹底

- ・ 従業員に対し、感染症予防に関する基本的な知識を周知し、感染防止策を徹底させるため必要な指導・教育を行うよう努める。

② 従業員への飛沫感染と接触感染の防止

- ・ 従業員によるマスク等の着用や、こまめな手洗い・手指消毒を励行する。消毒による手荒れ防止等のため手袋を使用する場合であっても、手袋を使用していない場合と同様に、手洗い・手指消毒による感染防止の取り組みが必要であることを周知する。

③ 対人距離の確保

- ・ 従業員が業務において他の従業員や顧客との対人距離を確保できるよう、業務の方法や導線について点検するとともに、従業員自らが対人距離の確保に努めるよう指導する。

④ バックヤード・事務所等での対策

- ・ 従業員用の休憩所や事務所棟のバックヤードにおいても、「三つの密」を避けるための対策を適切に講じるとともに、共有電話など複数の者が触れる箇所・機材等の消毒を定期的に行うなど、顧客が滞在する区域と同様に実情に応じた効果的な感染予防の取り組みを適切に実施する。

⑤ その他、感染予防・健康管理に関する指導等

- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ 出勤前に体温測定、自覚症状の確認を行う。
- ・ 発熱その他の感冒様症状がある場合には、所属長に連絡し自宅待機する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限されている国・地域や入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航がある場合には、所属長に連絡する。
- ・ 出勤時、トイレ使用后、売場・厨房・製造加工施設への入場時等における手洗い、手指の消毒を徹底する。
- ・ 勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給など健康維持に必要な対応を行うよう努める。

- ・ 従業員 1 人 1 人が十分な栄養摂取と睡眠の確保を心がけるなど健康管理を行うよう努める。
- ・ 従業員に対し、体調が優れない場合には休みやすい環境作りに努める。
- ・ 店舗・施設への出入り事業者に対しても、感染予防・健康管理に関する取り組みを促す。

令和 2 年 6 月 4 日

新型コロナウイルス対策連絡協議会

【事務局】

隠岐の島町商工会

TEL : 08512-2-1157 FAX : 08512-2-5984

(一社) 隠岐の島町観光協会

TEL : 08512-2-0787 FAX : 08512-2-3950